

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

	項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
1	県・市町における審議会等委員への女性の登用について	<p>県・市町における審議会等委員への女性の登用については、平成22年度23.5%、平成23年度24.7%、平成24年度25.1%とその伸びは遅々としている。また、市町間に大きな格差がみられ、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という国及び県の目標の達成が危ぶまれる状況である。まずは、第2次男女共同参画基本計画第一期実施計画の目標である平成27年度28.7%を達成できるよう、とりわけ、登用率が低い市町に対し助言、支援を行うとともに、女性の積極的な登用に向けさらに働きかけなければならない。</p> <p>県においても委員選任の際の事前協議を徹底する等、各部局に対しバランスのとれた審議会が増加するよう強く求めるべきである。特に、県・市町を問わず、女性委員が0人の審議会等については、早急の改善が必要である。</p>	<p>平成25年度の市町における審議会等委員への女性の登用率は24.0%であり、市町別の登用状況を県民に公表するとともに、登用促進要綱の策定や登用目標の設定など具体的な取組が行われるよう、引き続き市町に働きかけていきます。</p> <p>県の審議会等委員への女性の登用については、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる場合には事前協議を求めるなどの取組を行っています。男女のバランスが取れた附属機関等の割合は64.4%（H26.4.1現在）であり、今後も、委員選任計画の作成や事前協議の徹底を行うとともに、公募委員枠の設定や慣行による委員選任の見直し等、各部局及び登用率に低い審議会に積極的に働きかけ、バランスのとれた審議会の増加や女性委員のいない審議会の解消に向けた取組を進めていきます。（環境生活部）</p>
2	県における女性の登用について	<p>県の女性職員の管理職への登用については、管理職ポストの減少等の実態を踏まえた指標とすべきとの当審議会の提言等に基づき、第一期実施計画において指標を人数から率に変更したところである。管理職への女性職員登用率（教員及び警察職員を除く）は、平成22年度7.4%、平成23年度7.7%、平成24年度7.4%と一進一退の状況である。女性職員が能力を発揮しながら働き続けることができるよう職場環境を整えとともに、性別によらない人材育成及び女性の積極的登用を推進しなければならない。</p>	<p>「女性登用の推進」を人事異動方針の項目のひとつに掲げ、若い世代から多様な職域へ配置し、様々な業務を経験する中でマネジメント能力を培えるような人材育成と、女性職員が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進め、適材適所の人事配置を行っています。</p> <p>また、労使協働による男女協働小委員会において、女性職員の登用や次世代育成支援の取組などについて議論しており、今後も女性職員を取り巻く職場環境を整える取組を行っています。（総務部）</p>
3	教育委員会における女性の登用について	<p>教育委員会における女性教員の管理職登用については、公立学校管理職（教頭）任用候補者選考試験への推薦枠を男性1名女性1名ずつとし、積極的に女性教員に対し選考試験の受験を勧めていることは評価できる。</p> <p>しかし、管理職選考試験の受験者に占める女性の割合は伸び悩んでいることから、アンケート調査等によりその原因を把握する等し、管理職登用の促進に取り組んでいかなければならない。</p>	<p>女性教員が管理職をめざせるよう、平成25年度実施の管理職選考試験から、受験年齢を小中学校は57歳、県立学校は55歳まで引き上げています。</p> <p>引き続き、人事異動基本方針に「管理職への積極的な女性登用」を明記し、女性管理職の登用につながる各学校での女性教諭の主任への配置や、教育委員会事務局への配置を働きかけるとともに、管理職選考の受験について、管理職からの女性教員への働きかけを依頼していきます。</p> <p>また、これまで管理職選考試験（教頭試験）の各学校等の推薦枠を男女1名ずつとしていましたが、平成26年度実施の選考試験から、女性については推薦枠を2名に拡大しています。（教育委員会）</p>
4	人事委員会における女性受験者増加に向けた取組について	<p>県職員採用試験A試験（大学卒業業者等が対象）における女性受験者の割合は平成22年度34.4%、平成23年度33.9%、平成24年度31.9%と徐々に低下している。男女の格差なく働き続けられる職場であることを十分アピールする等、女性受験者の増加に向けて積極的に取り組まなければならない。</p>	<p>平成25年度は、職場見学（12月～2月に15回開催）の機会や大学等の説明会（14箇所参加）において、男女が共に参画して働くことができる職場であることをPRしました。また、12月と3月に津市内で開催した説明会では、女性が質問しやすいよう、質問コーナーの中に特に女性職員相談コーナーを設けました。</p> <p>平成26年度においても積極的に情報提供を行っていきます。（人事委員会）</p>

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
5	<p>地域で活躍できる人材の発掘・育成について</p> <p>地域における男女共同参画の推進役となる人材の発掘・育成に努めてきたが、思うように進んでいない状況にある。今後は、一層の人材の発掘・育成を図るだけでなく、これまで育成した男女共同参画推進サポーターなどの人材が地域において活躍できるよう支援するとともに、さまざまな分野で既に活躍している方々に男女共同参画の推進役を担っていただけるよう取組を進めなければならない。</p>	<p>男女共同参画の視点を持った地域で活躍できる防災人材の育成を目的として、男女共同参画センターで地域リーダー養成講座（全4回）を開催し、延べ175人の参加がありました。</p> <p>これまで育成した男女共同参画推進サポーターに対しては、男女共同参画センターを通じて情報や学習機会を提供するとともに、市町担当職員研修と一緒に参加する機会を設ける等して市町との連携を深め、地域で活躍できるよう支援します。また、防災や観光等さまざまな分野で既に活躍している方々をセミナーの講師に招聘するなどし、ロールモデルとして情報発信していきます。（環境生活部）</p>
6	<p>男女共同参画意識の県民への普及度について</p> <p>男女共同参画意識の県民への普及度については、定期的に調査を行い、実態を把握し評価する必要がある。</p> <p>また、三重県の特徴について分析を行い、効果的な施策の実施につなげなければならない。</p>	<p>平成26年2月にe-モニターを活用したアンケート調査を実施しました。今後も、みえ県民意識調査やe-モニターによるアンケート調査を活用しながら、男女共同参画意識の普及度を定期的に把握していきます。また、国や他県調査を通じて三重県の特徴を把握し、男女共同参画施策の効果的な実施のための基礎データとして活用していきます。（環境生活部）</p>
7	<p>情報発信の工夫と強化について</p> <p>県民への男女共同参画の意識啓発等について、ホームページ、各種広報紙、ラジオ等を通じて情報発信を行っているが、男女共同参画の意義や必要な情報が十分に伝わらず、意識が浸透したとは言えない状況にある。県民にその意義が理解され、幅広く関心を持ってもらえるよう、ホームページをはじめとするさまざまな広報媒体による情報発信について工夫と強化に取り組まなければならない。</p> <p>また、国内の動向や関連情報の提供等、内容の充実にも取り組む必要がある。</p>	<p>県ホームページや県広報「県政だよりみえ」等各種広報媒体を活用するとともに、男女共同参画センター「フレンテみえ」で、男女共同参画に関するさまざまな情報発信を行っており、媒体に応じて啓発内容を工夫するなど、各世代に効果的な情報発信ができるよう取り組んでいます。</p> <p>また、国内の動向や関連情報の収集に努め内容の充実を図るとともに、わかりやすく情報提供するよう取り組みます。（環境生活部）</p>
8	<p>男女共同参画センターが開催する講座・イベント等における参加者は、着実に増えており、平成24年度も約2万2千人が参加している。また、男性を対象とした意識啓発にも取り組んでいるところであるが、今後も男女共同参画・NPO課と密接な連携を図り、各種取組を進める必要がある。</p> <p>講座・イベントの参加が日常の実践につながるよう、アンケートで参加後の実践意欲について問う等の工夫が求められる。</p>	<p>男女共同参画センターと男女共同参画・NPO課で定期的に協議しており、密接な連携を図りながら、講座・イベント等が効果的に実施できるよう取り組んでいます。</p> <p>また、より実践的な内容で人材育成講座を実施し、男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成するとともに、講座・イベント参加後のアンケートについても、質問内容を工夫し、参加者の気づきを促し、日常の実践への意識付けが図られるよう取り組みます。（環境生活部）</p>
9	<p>教育現場における男女共同参画推進について</p> <p>男女共同参画に関する取組状況の調査では、教員に対する校内研修を実施した学校や教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合は高い数値を示している。今後は研修後のアンケートの実施や理解度の確認等、取組の評価や検証を十分に行い、継続的な改善を図らなければならない。</p>	<p>（県立学校）指導主事の学校訪問時等に、様々な教育の実践を指導助言する中で、各校において男女共同参画に係る指導や、教職員に対する研修を進めるよう依頼しました。</p> <p>（公立小中学校及び幼稚園）平成26年2月の調査では、「教科等に男女共同参画の視点を位置づけて指導した学校・園の割合」は幼・小・中・高・特別支援学校を合わせて96.7%、「男女共同参画に係る研修会を実施した学校・園の割合」は、73.4%となっています。これを踏まえ、未実施の学校に対しては実施を働きかけるとともに、実施している学校についても取組の一層の充実が図られるよう、本年8月に実施する管理職セミナーや教務担当者会議等において働きかける等、市町等教育委員会と連携して取り組みます。（教育委員会）</p>

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

	項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
10	理工系分野をはじめとするさまざまな分野への女性の進出について	<p>高校生の主体的な進路選択が可能となるよう、大学のオープンキャンパスへの参加促進等の取組を進めている。</p> <p>一方で、理工系を志望する女子生徒が少ないことや工業高校、商業高校において男女比に偏りがみられることから、進路や職業等の選択において性別にとらわれない選択ができるよう、小中学校でのキャリア教育と高等学校でのキャリア教育各々の充実と連携に取り組まなければならない。</p>	<p>平成25年度に実施した医学部進学セミナーにおいて、女子生徒が56名参加しました。平成26年も引き続き当セミナーを実施する予定です。</p> <p>また、平成26年度は、独立行政法人科学技術振興機構が実施する「女子中高生の理系進路選択支援プログラム女子中高生夏の学校2014」について、各県立校等学校に参加を促しています。（教育委員会）</p>
11	男女共同参画に関する国際的な取組等について	<p>世界女性会議に参加した女性らが県内の男女共同参画を牽引したように、男女共同参画に関する国際的な動向を的確に、かつ迅速に把握するとともに、県がイニシアチブをとって、県民が国際的な取組にも関心を持ち、参加できるよう情報提供していくことが重要である。</p>	<p>男女共同参画に関する国際的な動向についても、情報収集を図り、三重県男女共同参画センターにおいて紹介する等して、県民が国際的な取組にも関心が持てるよう、情報提供していきます。（環境生活部）</p>
12	女性の能力発揮促進への企業の取組について	<p>女性の能力発揮促進への取組状況について、「取り組んでいる」企業は平成24年度27.9%と平成27年度の目標である27%を超えているが、10人から29人の小規模な企業ほど取組が遅れている。これら企業に対しては、同規模の企業における取組事例の情報提供等のきめ細かな支援と経営者への働きかけにより取組を推進しなければならない。</p> <p>また、働く女性が職場において妊娠・出産を理由とした不利益な取り扱いや嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）を受けないよう、必要な知識の普及や企業等への啓発に努めなければならない。</p>	<p>働く女性が安心して妊娠・出産し、夫婦で子育てしながら仕事を継続できるよう、企業や従業員等のマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメント防止への理解を深めていただくため、企業の経営者や幹部社員等を対象に「経営者セミナー」を9月に開催するとともに、企業の研修会等への講師の派遣など、職場の風土づくりのための支援を行っています。</p> <p>また、働きながら妊娠や出産・育児を希望する女性を対象に、就業継続している先輩ママを交え、妊娠・出産後の働き方について語る女子会を開催し、働く女性の妊娠・出産後も働き続ける意欲を支援していきます。（環境生活部）</p> <p>女性の活躍支援や仕事と家庭の両立支援など積極的に推進する企業等88社を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、うち5社を表彰しました。表彰受賞企業の取組内容についてはパンフレットを作成・配布するとともに、「男女共同フォーラム」のワークショップにおいて、「男女が働きやすい職場づくり」をテーマとした事例発表及び座談会を開催しました。</p> <p>また、働く女性を取り巻く課題に対応するため、企業等に対し男女共同参画の視点を生かした診断及びアドバイスを行うとともに、企業等における具体的な進め方や事例等をわかりやすく説明するためのホームページを開設しました。</p> <p>その他企業経営者、人事労務担当者を対象にした「働き方改革セミナー」を開催し、アンケート調査結果の報告や積極的な取組を行っている企業等による事例発表等を実施し、取組の推進に向けた普及・啓発を行いました。（雇用経済部）</p>

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

	項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
13	企業における多様な就業形態の導入について	<p>多様な就労形態を導入している企業の割合については、平成21年度30.6%、平成22年度24.4%、平成23年度26.4%、平成24年度24.2%と進展がみられない状況にある。女性の活躍を促進するためには、長時間労働の是正をはじめとする働き方改革を進め、ライフスタイルに合った多様な働き方を選択できることが不可欠である。短時間勤務制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度等多様かつ柔軟な制度が導入されるよう、研修会等の開催や意欲的な企業の取組事例の情報の提供等により、企業の取組促進に努めなければならない。</p> <p>特に経営者への働きかけを強化することが重要である。</p>	<p>企業の経営者等を対象に、女性の登用・活躍が企業の成長につながるということへの理解を深めるとともに、女性人材の育成や活躍の仕組みづくりなどを学ぶセミナーを11月に開催します。（環境生活部）</p> <p>女性の活躍支援や仕事と家庭の両立支援など積極的に推進する企業等88社を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、うち5社を表彰しました。表彰受賞企業の取組内容についてはパンフレットを作成・配布するとともに、「男女共同フォーラム」のワークショップにおいて、「男女が働きやすい職場づくり」をテーマとした事例発表及び座談会を開催しました。</p> <p>また、働く女性を取り巻く課題に対応するため、企業等に対し男女共同参画の視点を生かした診断及びアドバイスを行うとともに、企業等における具体的な進め方や事例等をわかりやすく説明するためのホームページを開設しました。</p> <p>その他企業経営者、人事労務担当者を対象にした「働き方改革セミナー」を開催し、アンケート調査結果の報告や積極的な取組を行っている企業等による事例発表等を実施し、取組の推進に向けた普及・啓発を行いました。（雇用経済部）</p>
14	企業における女性管理職の登用について	<p>少子高齢・人口減少社会の中で、経済を活性化し、企業が持続的に成長していくために女性の活躍が不可欠である。しかし、県内企業における管理職に占める女性の割合は、平成22年度7.7%、平成23年度7.8%、平成24年度10.0%と低水準で推移している。女性管理職の登用が進むには、前提となる女性の人材育成や女性が働き続けられる環境の整備が必要であり、こうした取組を行う企業に対し、経済的インセンティブの付与等を含めた積極的な支援を行うべきである。</p>	<p>県内経済団体、農林水産団体や労働団体などで構成する「みえ女性活躍推進連携会議」を設置し、女性の登用・活躍の推進や男女がいきいきと働く職場づくりに取り組む機運を県内企業等に広く醸成していくための働きかけを効果的・効率的に行っていきます。</p> <p>連携会議の立ち上げに向け平成26年6月23日に準備会議を開催しました。この後、8月上旬に第1回連携会議を開催し、女性の活躍推進に向けた行動指針を策定したうえで、企業等への働きかけを進めていきます。また、女性の活躍推進に賛同する企業等を会員とする「女性の大活躍推進三重県会議」を設置し、11月にキックオフ大会を開催します。（環境生活部）</p> <p>女性の活躍支援や仕事と家庭の両立支援など積極的に推進する企業等88社を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、うち5社を表彰しました。表彰受賞企業の取組内容についてはパンフレットを作成・配布するとともに、「男女共同フォーラム」のワークショップにおいて、「男女が働きやすい職場づくり」をテーマとした事例発表及び座談会を開催しました。</p> <p>また、働く女性を取り巻く課題に対応するため、企業等に対し男女共同参画の視点を生かした診断及びアドバイスを行うとともに、企業等における具体的な進め方や事例等をわかりやすく説明するためのホームページを開設しました。</p> <p>その他企業経営者、人事労務担当者を対象にした「働き方改革セミナー」を開催し、アンケート調査結果の報告や積極的な取組を行っている企業等による事例発表等を実施し、取組の推進に向けた普及・啓発を行いました。（雇用経済部）</p>

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

	項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
15	ワーク・ライフ・バランスの推進について	ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、講演会や研修会等を開催しているが、その推進に取り組んでいる企業の割合は、平成27年度の目標を37%としているのに対し、平成23年度27.1%、平成24年度28.6%と伸び悩んでいる。ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、企業全体の意識改革が不可欠であり、企業内で説明会や研修会を行う場合の支援等も検討すべきである。 また、就業規則や制度を含めた仕組みづくりについて専門家によるきめ細かな支援を行い、ワーク・ライフ・バランスを進めることも必要である。	働く女性を取り巻く課題に対応するため、企業等に対し男女共同参画の視点を生かした診断及びアドバイスを行うとともに、企業等における具体的な進め方や事例等をわかりやすく説明するためのホームページを開設しました。 その他企業経営者、人事労務担当者を対象にした「働き方改革セミナー」を開催し、アンケート調査結果の報告や積極的な取組を行っている企業等による事例発表等を実施し、取組の推進に向けた普及・啓発を行いました。（雇用経済部）
16	「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰・認証制度について	「男女がいきいきと働いている企業」表彰制度に加え、より応募しやすい認証制度を創設したことは、応募企業の着実な増加につながり、雇用の場における男女共同参画意識やワーク・ライフ・バランスの普及等に有意義であった。また、平成23年度に認証企業を対象とした低利融資の「三重県男女がいきいきと働いている企業応援貸付」を創設したことは、インセンティブとなる。 今後は企業等の自主的な取組を加速するために、表彰・認証企業の優れた取組事例を県民に周知するとともに、表彰・認証に伴うインセンティブを充実させ、取組企業を増加させることが必要である。	女性の活躍支援や仕事と家庭の両立支援など積極的に推進する企業等88社を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、うち5社を表彰しました。表彰受賞企業の取組内容についてはパンフレットを作成・配布するとともに、「男女共同フォーラム」のワークショップにおいて、「男女が働きやすい職場づくり」をテーマとした事例発表及び座談会を開催しました。（雇用経済部）
17	物件関係入札時の総合評価方式における評価項目について	総合評価方式による一般競争入札において、男女共同参画の取組等の社会貢献を評価項目とするよう普及啓発を進めた結果、清掃・警備業務の評価項目への採用率は100%を達成した。今後、企業が男女共同参画の取組を進めるうえでのインセンティブとなるよう、対象とする業務の積極的な拡大や男女共同参画に取り組む企業からの優先的調達を進めることが求められている。	物件関係（清掃、警備業務等）の総合評価一般競争入札において、「男女共同参画活動実績」や「次世代育成支援活動実績」を評価項目とした入札を行いました。 平成25年度総合評価一般競争入札（清掃、警備業務）実施件数5件（WTO案件4件を除く）のうち評価項目設定は5件設定率100% 平成26年度においても、関係部局における総合評価一般競争入札の予定を把握するとともに、引き続き当該評価項目を設定した入札に取り組んでいくよう働きかけを行います。 平成26年度総合評価一般競争入札（清掃、警備業務）予定件数4件（WTO案件を除く）（出納局）
18	「家庭の日」の周知・啓発の推進について	子どもの育ちにおける家族の絆の大切さを認識し、社会全体で子育て家庭を支援する地域社会づくりを目指し、「家庭の日」の周知・啓発が展開されている。経営者に直接働きかけたり、協力のメリットを明らかにする等して、協力事業所の増加に向けた取組を強化すべきである。 また、「家庭の日」の普及を通じて、企業におけるワーク・ライフ・バランスについても取組が進められることが望ましい。	「子育て応援わくわくフェスタ」（平成26年10月4日（土）・5日（日）開催予定）等のイベントや会議において、「家庭の日」の趣旨を周知するとともに、県ホームページでの「家庭の日」協力事業者の取組内容の紹介や、「家庭の日」通信の発行等により「家庭の日」の啓発に取り組んでいきます。（健康福祉部）

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

	項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
19	キャリア教育の推進について	<p>男女共同参画を進める中で、個人としての自立について考える力を向上させることが求められている。そのため、男女ともにキャリア教育が必要であり、特に児童生徒が社会の中で活躍する女性のイメージを持つことは重要である。男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等での職場体験や企業等で活躍する女性を講師に招いて話を聞く等、キャリア教育を充実させなければならない。</p> <p>一方、現在就労している女性に対しては、女性の活躍に向けて環境整備が進む中で、自らの能力を積極的に生かす意識を高めるためのキャリア教育が必要である。</p>	<p>女性が管理職として活躍していくために必要な意識・知識及びスキルの習得を図る講座を9月から開催するとともに、企業、業種を越えた女性管理職のネットワークを構築し、11月に交流会を開催します。（環境生活部）</p> <p>平成25年度は、高等学校においては、地域の事業所や上級学校で活躍する女性を含めた自校の先輩を招き、高校生活や進路選択、社会人としての生活について話してもらうことで、生徒が自らの将来について考える機会となりました。また、小・中学校においては、女性を含めた多様な分野で活躍する社会人を講師に招き、職業人として地域貢献や地域産業への思いについて学ぶ機会をつくりました。</p> <p>平成26年度も引き続き、児童生徒が、性別にかかわらず、将来やりがいや充実感を持って就労し家庭や地域における多様な役割を果たすことができるよう、地域や社会で活躍する先輩をモデルに自分の生き方・在り方を考える機会等の充実を図ります。（教育委員会）</p>
20	女性農業委員の登用について	<p>1農業委員会あたりの女性農業委員数は、平成22年度末1.79人、平成23年度末1.86人、平成24年度末1.97人と目標の1農業委員会あたり2人の目標達成に近づいているが、市町によって取組や進捗度合いに格差が生じている。とりわけ、女性農業委員が0人の町に対しては、委員選任の際に関係団体等と連携して女性登用について、積極的に働きかける必要がある。</p>	<p>これまで、女性農業者および女性起業家の能力開発に向けた各種研修会の開催や市町農業委員会委員への女性登用の推進などに取り組んできており、1農業委員会あたりの女性農業委員数は、平成25年4月に目標の2.00人となりました。その後、改選等により女性委員が減少し、平成26年6月現在は、1.93人となっています。</p> <p>各市町に対しては、平成25年9月に各市町長、議会議長、農業委員会長あてに女性農業者の農業委員への登用についての文書を発出しました。今年度は、平成26年7月に農業委員統一選挙を控えており、例年よりも時期を早め、平成26年4月に登用についての文書を発出するとともに、平成26年5月には、農業委員会の事務局担当者を対象とした研修会の中で、女性登用についての啓発も行っていきます。（農林水産部）</p>
21	家族経営協定の締結について	<p>専業農家では各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、後継者の確保等のためには家族経営協定の締結推進が不可欠である。しかし、家族経営締結農家数は平成21年度末273戸、平成22年度末309戸、平成23年度末319戸、平成24年度末335戸と増加してはいるものの、まだまだ少ない状況にある。家族経営協定締結の成功例や効果を明らかにしてさらなる周知を図ったうえで、締結に向けた支援を行い、締結農家数を増加させなければならない。</p>	<p>家族経営協定については、農業経営改善のための手法のひとつとして位置づけ推進しています。農業経営改善計画の共同申請や後継者への経営移譲の準備段階において、協定書作成等の支援を行っています。平成25年度末の締結農家数は351戸（対前年度17戸増）となりました。（農林水産部）</p>
22	農村・漁村女性アドバイザーの認定数等について	<p>農村女性アドバイザーは、今後2～3年の間に多数の人が定年を迎えるが、引き続き活動いただくとともに、新たな認定者の確保に一層取り組まなければならない。</p> <p>漁村女性アドバイザーは認定数が少なく、関係団体と連携し認定者の掘り起こしに取り組む必要がある。また、男女を問わず、従事者の増加に向けた取組も不可欠である。</p> <p>これらに加え、活躍している農村・漁村女性アドバイザーの姿を紹介する等により、認定数の確保、活動の活性化に努めなければならない。</p>	<p>農村女性アドバイザーの認定数は、平成25年度当初は167名でしたが、平成25年度の新規認定者は5名、退任者は25名で、平成26年度当初は147名となりました。</p> <p>新たな農村女性アドバイザーの確保に向け、農家の若手女性による研修会開催などの取組を支援し、次世代のアドバイザー候補の育成を図りました。また、農村女性アドバイザーの活動を活性化するため、小学校における出前授業の実施や男女共同参画に関する講演会の企画・実践など、アドバイザーによる主体的な取組に対する支援を行いました。</p> <p>漁村女性アドバイザーの認定数は、平成25年度当初と変わらず平成26年度当初で15名です。引き続き、三重県漁協女性部連合会及び関係市町との連携、水産業普及指導員の活動を通じ、漁村女性アドバイザーの認定・育成の取組を進めます。（農林水産部）</p>

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
23 漁業分野における男女共同参画について	漁業分野においては、その仕事の特性もあり、男女共同参画は十分に進んでいない。関係団体と連携し、6次産業化等の新しい取組の中で女性の視点を積極的に活用し、女性が活躍できる場の確保等について、取り組んでいかなければならない。	漁業分野においては、女性による6次産業化等の取組に活用できる沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業（国補助事業）について関係者への周知を行っています。さらに、水産業普及指導員が、漁協女性部の弁当、総菜の製造販売に向けた営業許可取得の手続き、各種イベントでの食品販売、中・高校正向けの料理教室、漁協女性部同士の意見交換会を支援し、女性が活躍できる場の確保などに取り組んでいます。 また、海女の収入増大を目指し、海女の漁獲物の付加価値向上や主な漁獲対象であるアワビや赤ナマコの資源増大に向けて取り組んでいます。（農林水産部）
24 起業支援について	経済の活性化につながる女性の活躍のために、農林水産業、商工業等にかかる起業とその経営継続の支援が必要である。業種を超えて自由に意見交換できる人的ネットワークの構築をはじめ、ニーズに応じた具体的で継続的な支援を進めていく必要がある。	農業分野における起業支援として、個別に女性起業者や起業希望者に対して農産加工技術等の指導を行うとともに、農業大学校において、農業者のマーケティングスキル向上に向けた研修を4講座開講しました。（延べ41経営体が受講し、うち14名が女性。）また、農業改良普及センターにおいて、マーケティングや6次産業化に関する研修会を22回開催しました。 漁業分野における企業支援では、女性による6次産業化や起業の取組に活用できる沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業（国補助事業）について関係者への周知を行いました。（農林水産部） 商工業の起業・創業として、「みえ地域コミュニティ応援ファンド」により、平成22年～平成25年度末までのファンド採択件数139件のうち18件を女性事業者に対し、支援を行いました。（雇用経済部）
25 「家庭の日」の趣旨の浸透、啓発について	家庭は社会を構成する基礎であり、生活の基本的な場である。「家庭の日」の趣旨が広く県民に浸透するよう、市町との連携を図りながら、より効果的な方法を工夫する等して周知に取り組まなければならない。 また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも「家庭の日」の周知を進めることが必要である。	「子育て応援わくわくフェスタ」（平成26年10月4日（土）・5日（日）開催予定）等のイベントや会議において、「家庭の日」の趣旨を周知するとともに、県ホームページでの「家庭の日」協力事業者の取組内容の紹介や、「家庭の日」通信の発行等により「家庭の日」の啓発に取り組んでいきます。（健康福祉部）
26 「みえ次世代育成応援ネットワーク」について	「みえ次世代育成応援ネットワーク」は、子どもや子育て家庭を社会全体で支えるという趣旨に賛同した地域の企業や子育て支援団体で構成されている。年に一度開催される「子育て応援わくわくフェスタ」は毎年多くの参加者を集めているが、今後は、ネットワークが自立した活動を展開できるようにしていかなければならない。そのためにもイベント等の参加者や関係者とのつながりを維持し活用していく必要がある。 なお、ネットワーク会員企業は、「家庭の日」協力事業所となるよう、発展的な仕組みにすることも検討すべきである。	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員相互の連携のため、5月29日（木）に会員総会を開催したほかメールマガジンの発行により会員間の情報共有を図っていきます。 また、地域における自発的・自主的な取組が促進されるよう、地域別懇談会を開催し、連携を強化していきます。 さらに、平成26年度「子育て応援わくわくフェスタ」（10/4・5（土・日）開催予定）では、みえ次世代育成応援ネットワークに参加する企業や団体や地域の皆さんが一体となり子どもの育ちや子育て家庭を応援するとともに、「みえの育児男子プロジェクト」などの取組の紹介、子育て家族のみならず、結婚したい、子どもを産み育てたいと思う方にむけて少子化対策の取組や支援制度の紹介等を行い、フェスタ終了後も、地域において企業や団体のネットワーク活動が継続して行われることをめざしています。 なお、「家庭の日」については、取組事例を紹介するなどして、協力事業所となるよう働きかけを行っていきます。（健康福祉部）

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

項目名	評 価	取組状況（平成26年6月末現在）
27 「ファミリー・サポート・センター」について	「ファミリー・サポート・センター」については共働き世帯やひとり親世帯等への子育て支援策として、今後ますますその役割は重要になると考えられる。ファミリー・サポート・センターの設置運営主体は市町となっているが、特に病児・病後児預かりは働く親にとって重要な問題であり、各センターが事業を実施できるよう、市町への支援を積極的に行わなければならない。	平成27年度から子ども・子育て支援新制度の本格施行が予定され制度の強化がされる中、保育緊急確保事業の補助メニューの一つである子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を活用して、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応が図られるよう、市町を通じて周知していきます。（健康福祉部）
28 保育サービスの充実促進について	男女が共に安心して働き続けるために、また出産・育児等で退職した女性が再就職するためには、延長保育、病児・病後児保育等の保育サービスの充実が必要である。 保育サービスは主に市町が実施主体となっているが、多様なニーズに応じたサービスが提供できるよう、市町と連携し、制度を所管する国への要望を行う必要がある。 また、保育サービスや新たな支援制度の情報が必要とする人に届くよう、市町に対し積極的に働きかけるべきである。	保育緊急確保事業の中に、利用者支援事業や放課後児童クラブ開所時間延長支援事業等の新たなメニューが作られており、保育サービスの充実に向けて市町に対して働きかけています。 また、病児・病後児保育の充実を図るため、施設整備に対する補助金を平成26年度に創設しました。 なお、平成26年5月には、病児・病後児保育に係る国庫補助の基準の見直しについて、国に要望を行ったところです。（健康福祉部）
29 介護サービスの充実促進について	依然として、女性の介護負担は軽減されておらず、介護における男女共同参画は進んでいるとは言えない現状である。また、近年家族の介護・看護を理由とした離職等も増加している。介護サービスは主に市町が実施主体となっているが、介護負担を軽減し、女性が働き続けられるよう、さまざまなサービスの充実について市町と連携し、制度を所管する国への要望を行う必要がある。 また、介護サービスの質的向上のため、介護労働者の労働環境の改善や賃金格差解消など処遇の向上に向け、市町と連携し、引き続き国等に働きかけなければならない。	介護サービスは、平成18年度に要支援者を対象とした介護予防サービス等の創設や、平成24年度に地域密着型サービスの拡充がされるなど、さまざまな制度の充実が図られてきました。 介護サービスの質的向上を図るために、介護サービス事業所の介護職員に対し、労働環境の改善や賃金格差解消など、さらなる処遇改善を図るよう、平成26年5月末に国（厚生労働省）に提言・提案しました。 県としても、介護サービスの質的向上のため、介護職員の人材確保や処遇改善が重要であると認識しています。引き続き、国の動向を注視しながら、情報収集に努めるとともに、事業者や市町への情報提供や支援等を図っていきます。（健康福祉部）
30 介護を受ける人の尊厳を重んじた介護サービスの提供について	介護サービスの提供にあたっては、介護を受ける人のニーズを把握するとともに、要望に応じて性別に配慮した対応も必要である。介護を受ける人の尊厳に対する意識を高めるために、研修の充実を図らなければならない。	介護を受ける人のニーズを的確に把握し、性別にかかるニーズにも配慮した質の高い介護サービスが提供されるよう、平成25年度には、認知症実践者研修（220名受講）、高齢者虐待防止研修（246名受講）、人権研修（163名受講）等を行っており、引き続き介護従事者の資質向上に取り組めます。（健康福祉部）
31 自治会における女性会長の割合について	地域における女性自治会長の割合については、平成22年度2.3%、平成23年度2.5%、平成24年度2.6%と低い状況が続いている。自治会は地域住民の活動の基盤であり、女性自治会を増やすためには市町に積極的に働きかけるべきである。	自治会における女性会長の割合については、地域の男女共同参画の推進状況を測る重要な指標ととらえており、男女共同参画進捗状況調査等でその動向を注視しています。 自治会長への女性登用が進むよう、市町訪問の際に働きかけを行い、地域において女性が参画する機会が増えるよう取り組んでいきます。（環境生活部）

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

	項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
32	防災分野における男女共同参画の取組について	<p>東日本大震災においては、女性の視点が十分でなかったことにより、避難所の運営等の災害対応においてさまざまな問題が生じた。地域における防災対策では、災害時においても平常時においても、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要がある。</p> <p>その趣旨からも県防災会議における女性委員の増加や「みえ防災コーディネーター」養成講座を女性限定で開催したことは適切な取組として評価できる。今後はこうした人材の活用や地域の防災活動への女性の一層の参画に向けて市町と連携して取り組まなければならない。</p> <p>地域において防災分野で女性が活躍することがきっかけとなり、平時のさまざまな地域活動においても、女性がリーダーシップを取ることにつながる事が期待される。</p>	<p>平成26年度においても、三重大学と共同で新たに設置した「みえ防災・減災センター」において、「女性を中心とした専門職防災研修」や、「女性を中心とした自主防災リーダー研修」を開講するとともに、女性に限定したみえ防災コーディネーターの新規育成を行い、災害現場における男女共同参画の促進を図ります。育成講座においては、カリキュラムに地域での実践活動を取り入れ、地域で認知され、地域に受け込んだ活動ができる人材の育成を図ります。また、育成者のネットワーク強化に取り組むとともに、みえ防災コーディネーター活動者名簿の整備を行い、市町等に提供することで、現場での人材活用や地域の防災活動への参画を促進します。（防災対策部）</p> <p>平成25年度に防災や避難所について学ぶ「地域リーダー養成講座」（全4回）を三重県男女共同参画センターで開催し、延べ175人が受講しました。各地域において、防災分野で女性が活躍するきっかけとなる場を提供しました。</p> <p>防災分野を切り口にして、性別役割分担意識にとらわれることなく自治会等の地域活動への女性の参画が進むよう、平成26年度も8月に地域リーダー養成講座を開催することとしています。（環境生活部）</p>
33	NPO等との連携・協働について	<p>地域において男女共同参画を推進するために、さまざまな立場の人々が幅広く力を合わせて取り組む必要がある。市町と連携して情報発信や交流の場づくり等に積極的に取り組み、NPO等多様な主体との連携・協働を活発化する必要がある。</p>	<p>25年11月に開催した男女共同参画フォーラムや26年6月に開催したファザリング全国フォーラム等の場において、各種パネル展示や分科会開催を行い、NPO等多様な主体の発表の場を設けました。</p> <p>地域において男女共同参画を効果的に推進するには、NPO等多様な主体と連携・協働した取組も必要であることから、引き続き市町にも情報発信や交流の場づくりを働きかけていきます。（環境生活部）</p>
34	生涯を通じた男女の健康支援について	<p>NPOや企業等と協働し、乳がんや子宮頸がんについて啓発を強化している点は評価でき、引き続き今後の受診率向上につながる効果的な取組を行う必要がある。学齢期や周産期を含めた生涯を通じた健康支援に総合的に取り組み、性差医療に関する知識の一層の普及に努めなければならない。</p>	<p>三重の健康づくり基本計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、各分野において性別や年齢ごとの課題に対応した取組を推進しています。</p> <p>がんについては、がん対策推進条例に基づき、女性特有のがん（子宮頸がん、乳がん）をはじめとするがんの知識の普及や、がん検診の受診率向上に向けた取組を、企業やNPO法人などと協働で推進しています。</p> <p>こころの健康については、関係機関や民間団体等と連携し、対象に応じた取組を実施しています。自殺率が増加傾向にある若年層には出前授業による自殺予防教育を、自殺者数の多い中高年層には企業に出向きストレスや不眠、アルコールに関する講座を行います。また女性に多い自殺未遂者に対して、再企図防止の支援を行っています。</p> <p>食生活・栄養については、食事バランスガイドなどの普及啓発を行うことで、性別・年齢ごとのライフステージに応じた適切な食生活の支援を行っています。</p> <p>歯・口腔については、平成25年9月に設置した「三重県口腔保健支援センター」を中心に、ライフステージに応じた歯科保健情報を一元的にとりまとめ、市町、関係各団体に情報提供を行うことにより、市町における妊産婦歯科健診・保健指導の充実を図っています。（健康福祉部）</p>

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

	項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
35	女性が安心して妊娠、出産できる医療体制の整備について	<p>女性が安心して妊娠、出産できる環境の実現に向けて、産科医・小児科医の確保と偏在の解消、助産師の育成・資質向上と活用を促進しなければならない。</p> <p>なお、産科・小児科を志す医学生を増やすため、産科・小児科の魅力伝える等の工夫も必要である。</p>	<p>産科医、小児科医を含む医師確保の取組として、医師無料職業紹介事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25.10.1～H26.6.30 新規問い合わせ数：10件、成約数：4件（常勤2件、非常勤2件） ・病院勤務医師負担軽減対策 ・平成25年度支援病院数 2病院2事業（携帯型端末を利用した診療支援システム導入） ・修学資金貸与制度の運用 ・平成25年度新規貸与者：61名（H26.6.30現在貸与者累計405名（返還者を除く）） ・地域医療教育の充実 ・へき地医療体験実習の開催 平成25年8月21日～24日 ・へき地医療研修会の開催（大台町）平成25年8月24日～25日 ・県内全市町での保健教育活動の実施（9月～12月） ・地域医療研修センター事業 ・平成25年度研修医受入結果 紀南病院：32名（うち10名が神島診療所でも研修受入）、桃取診療所：2名 ・三重県地域医療支援センター事業 ・医師需給状況調査の実施、小児科、産婦人科を含む17基本領域の後期臨床研修プログラムの作成等。 ・平成25年11月17日～19日、三重テラスにおいて、産婦人科、小児科医を含む医師確保の情報発信イベントを実施。 ・平成26年5月9日、三重大学において、産婦人科、小児科を含む新たな専門医制度にかかる講演会を実施。 ・「M・D・コソダテinfo.」ホームページ ・医療機関における子育て支援情報の提供等実施。 ・子育て医師等復帰支援事業 ・三重大学医学部附属病院における院内学童保育所さくら組の設置支援を実施しました。 <p>助産師の養成・確保については、平成25年度も助産師養成所への運営支援を実施し、平成26年3月末には新たに26名が助産師として県内に就業しました。また、助産師が専門性を発揮し、安心してお産ができる環境整備を図るため、「助産師養成確保に関する懇話会」を開催し検討を行いました。さらに、助産師の資質向上のための研修会を実施し、新人助産師合同研修で29名、助産師（中堅者・指導者）研修で26名の参加がありました。平成26年度も引き続き、養成所への運営支援、懇話会の開催や資質向上のための研修会を実施する予定です。（健康福祉部）</p>
36	不妊専門相談センターについて	<p>三重県不妊専門相談センターについては、効果的に広報を行い、相談事業等の周知に取り組まなければならない。今後の相談件数の増加に対応するため、不妊専門相談員の確保と育成に取り組まなければならない。</p>	<p>平成26年6月末時点で、210件の相談がありました（25/10月～26/3月：158件。26/4月～6月：52件）。相談内容は、不妊に関する医療情報や治療に関する悩み等です。</p> <p>不妊治療助成制度を周知するリーフレットや不妊専門相談センターを紹介するカードを作成し、市町、保健所、医療機関（産科）等の関係機関へ配布しました。</p> <p>また、男性不妊をテーマとした講演会を1回、不妊治療を受ける方の交流会を1回開催しました。</p> <p>相談体制の充実に向けては、研修等の委託を行っている看護大学の教員の助言を受けるとともに、不妊症看護認定看護師の協力をいただけるよう所属病院と調整を図っています。（健康福祉部）</p>
37	ひとり親家庭に対する支援について	<p>ひとり親家庭については、多様な支援事業や制度があり、周知方法を工夫しなければならない。特に、父子家庭において支援が行き届いていないことが多く、支援を必要とする時にスムーズに利用できるよう、より丁寧な情報提供が求められる。</p>	<p>各市町が発送する対象家庭への通知文書に、ひとり親家庭に対する支援事業についてのお知らせを同封するなどして事業の周知を図りました。</p> <p>また、母子福祉センターのホームページへも各種事業を掲載するなど、情報提供を行っています。（健康福祉部）</p>

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

	項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
38	関係機関との連携について	<p>配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催だけでなく、さらに連携を進めるため、配偶者暴力相談支援センター、医療機関等関係機関相互の情報共有、通報体制の確保に取り組まなければならない。</p> <p>また、家庭内でDVを目撃することは子どもにとって心理的な虐待であり、DVが子どもの心身に大きな影響を与える。DVと児童虐待については関連性が強いことから、児童相談所等との連携も不可欠である。</p>	<p>平成25年度は、市の相談員、司法、警察署、医療機関、児童相談所、学校等による地域DV防止会議を5回開催し、関係機関との情報共有、連携体制の確保を図りました。</p> <p>警察本部主催の福祉施設、民間団体、県、市町などで構成する関係機関連携会議（平成26年5月）に出席し、関係機関との情報共有を図りました。（健康福祉部）</p>
39	DVに関する正しい理解と意識の浸透について	<p>DVに関しては、徐々に理解は進んでいるものの、一層の正しい理解やDVを許さないという意識の浸透が必要である。</p> <p>また、暴力を伴わない人間関係を構築するためには、幼い頃からの教育が重要であることから、健康福祉部と教育委員会との密接な連携が不可欠である。</p> <p>さらに、外国人住民に対する多言語による啓発や通訳者にDVの知識を身に付けてもらうための研修を実施する必要がある。</p>	<p>11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止に関する情報を広報紙等へ掲載するとともに、街頭啓発を県内18か所で実施し、DVに関する啓発を行いました。</p> <p>三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定懇話会において教育委員会と意見交換を行いました。</p> <p>今後も県DV防止会議において情報共有を図るとともに、今後の取組について連携していきます。</p> <p>また、外国人DV被害者の支援に必要な通訳者に対する養成研修やフォローアップのための研修の開催を検討していきます。（健康福祉部）</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（11/12-25）に警察、市町及び関係機関等と連携した街頭啓発を県内18か所で実施し、また「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。</p> <p>名刺サイズのDV相談先カードを公共施設やコンビニエンスストア、ショッピングセンター等、県内576か所に配布し、DV被害者の身近なところで相談・支援先の情報提供を行いました。また、日本語のほか英語、スペイン語、ポルトガル語等6ヶ国語版を作成し、外国人DV被害者にも相談・支援機関の情報が提供できるようにしました。</p> <p>若年層への啓発として、デートDV防止パンフレットを作成し、教育委員会の協力を得て約14000冊を各県立高校（全日制）1年生に配布しました。</p> <p>これらの取組を通じてDVに関する正しい理解の普及や相談・支援機関の周知を図ります。（環境生活部）</p>
40	DV被害者に対する相談、支援の充実について	<p>DV被害に関する相談件数は、女性相談所等や警察本部を合わせると毎年度1,500件を超える状況である。女性相談所、福祉事務所、市町の相談窓口等、身近で相談しやすい体制を確立するとともに、被害者に対する必要な支援を的確に行わなければならない。</p> <p>なお、被害者の個人情報の保護については、相談員だけでなく、関係情報を扱う部署の職員にも十分な意識を持たせなければならない。</p>	<p>25年度は婦人相談員の資質向上を図るため年4回の研修を実施しました。</p> <p>また、平成26年6月に主管担当係長会議及び女性相談員研修に50人が参加し、被害者支援のあり方等について研修を行いました。</p> <p>今後も研修により、被害者への支援のあり方や個人情報の保護について、女性相談員等に徹底していきます。（健康福祉部）</p>
41	DV被害者の自立に向けた支援について	<p>一時保護後のDV被害者に対しては、相談、住居確保、就労支援等多岐にわたる自立支援が必要となる。被害者の置かれている状況に即した自立支援が行えるよう、福祉事務所、ハローワーク、NPO等との密接な連携を図らなければならない。</p>	<p>市町の窓口となっていた女性相談員等を対象に、平成26年6月に研修会を開催し、県の施策等について情報提供を行いました。</p> <p>今後も、研修会において自立のための各種施策の情報提供等に努めるとともに、連携を図っていきます。（健康福祉部）</p>

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

	項目名	評 価	取組状況（平成26年6月末現在）
42	デートDV（若年層における交際相手からの暴力）について	<p>三重県男女共同参画センターが昨年度実施したデートDVに関するアンケート調査では、交際経験のある高校生・大学生の約4人に1人、女性では約3人に1人にデートDVの被害経験があると報告されている。デートDVの防止に向け、出前講座等により中学生、高校生、大学生等の若年層を対象とした啓発を充実しなければならない。</p> <p>学校においては、さまざまな教育機会を捉えてデートDVの防止について啓発を行うとともに、校内における相談体制の充実を図らなければならない。</p>	<p>11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中において、県内18か所で街頭啓発活動を行い、若年層へも啓発を行いました。（健康福祉部）</p> <p>若年層への啓発として、デートDV防止パンフレットを作成し、教育委員会の協力を得て約14000冊を各県立高校（全日制）1年生に配布しました。（環境生活部）</p> <p>平成26年度は、スクールカウンセラーを小学校320校、中学校158校、高等学校36校に配置し、スクールソーシャルワーカーを県立高校6校に配置するとともに、県庁配置されている7名のスクールソーシャルワーカーを要請に応じて派遣しています。現時点では、デートDVに関して直接支援したケースはありませんが、今後も相談体制を継続していきます。</p> <p>県立学校の教職員を対象に人権学習指導資料活用のための連続講座を開催するとともに、ホームページ上にデートDVの実態や防止策を掲載し、教職員への情報提供を行いました。（教育委員会）</p>
43	DV加害者更生に関する取組について	<p>DV加害者の更生・再犯防止に関する取組の充実が望まれる。内閣府が調査研究に取り組んでいる加害者更生について、その動向を注視し、情報収集に努めなければならない。</p>	<p>引き続き、国におけるDV加害者の更生プログラムの調査研究の結果を注視し、情報収集に努めていきます。（健康福祉部）</p>
44	犯罪被害者支援について	<p>警察本部および公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいては、犯罪被害者支援に関するさまざまな取組を行っている。被害者の個人情報の保護を徹底するとともに、被害者の立場に立った支援に努めなければならない。</p> <p>また、男女共同参画の視点を取り入れた外国人住民の犯罪被害者のための支援マニュアルの多言語化を引き続き進めなければならない。</p>	<p>警察においては、捜査と並行して事件発生直後から、犯罪被害者等への付添い、捜査の流れの説明、要望の聴取等の直接的な支援を行う被害者支援要員234人を各警察署及び交通部高速道路交通警察隊に配置し、犯罪被害者等の多様なニーズに的確に対応したきめ細かい支援を行っています（平成25年度の被害者支援要員運用状況：315件）。</p> <p>捜査過程における犯罪被害者等の経済的負担等を軽減するため、犯罪被害者等に対し、診断書料等の公費負担制度を適切かつ確実に教示し、犯罪被害者等の立場に立った効果的な運用に努めました（平成25年度の運用状況：31件）。</p> <p>公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携強化、必要な支援・協力を通じて、犯罪被害者等への付添い、カウンセリング等の支援活動の充実を図るとともに、併せて、関係機関・団体との連携強化を図りました（平成25年度の支援センターによる支援状況：233件）。</p> <p>女性被害者を始めとした犯罪被害者等の心情に対する警察職員の理解を深めるため、関係機関・団体と連携の上、犯罪被害者等による講演会に警察職員を積極的に参加させています（平成25年度の警察職員参加状況：250人）。</p> <p>犯罪被害者等の個人情報の適切な管理を徹底するため、各警察署に対する巡回指導等を通じて、警察職員の意識啓発に努めました（平成25年度の巡回指導等実施回数：37回）。</p> <p>外国人の犯罪被害者を支援するため、新たに中国語版「被害者の手引」を作成し、各警察署等に配布しました。引き続き、外国語版「被害者の手引」や犯罪被害者等への対応マニュアルの充実を図り、犯罪被害者等支援の更なる充実を図ります（中国語版「被害者の手引」作成数：1,500部）（警察本部）</p>

4 平成25年三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組状況

項目名	評価	取組状況（平成26年6月末現在）
45	<p>県のあらゆる施策への男女共同参画の視点の反映と職員への男女共同参画意識の普及</p> <p>県のあらゆる施策への男女共同参画の視点の反映について、未だ十分に進んでいない状況にあり、総合行政による一層の取組を引き続き各部局へ働きかけていく必要がある。</p> <p>また、県が率先して男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを推進していくにあたって、すべての職員が男女共同参画の視点を持つことが不可欠であり、研修等を通じて理解や必要性を継続して訴えなければならない。</p>	<p>政策会議や男女共同参画推進会議幹事会等の庁内推進会議を活用して、県附属機関等の委員への積極的な女性登用や男女共同参画審議会による提言を踏まえた施策の推進を各部局に働きかけました。</p> <p>また、全庁職員を対象にした人権研修や職員研修を通じて、男女共同参画への理解を深めました。（環境生活部）</p>
46	<p>市町に対する働きかけについて</p> <p>市町では、男女共同参画についての取組に対する温度差、進捗度合の格差が依然としてみられる。また、市町の職員数にかかわらず、男女共同参画に関して専任体制がなかったり、専任職員が減少しているところもある。県と市町との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組むことが不可欠であることから、今後も市町の訪問等により、ニーズを把握し、各々の実情に応じた支援を行い、地域における男女共同参画の推進につなげなければならない。</p>	<p>市町主管課長会議を2回開催し、情報共有等を行うとともに市町審議会等への女性登用を働きかけました。また、市町担当職員研修会を2回開催し、男女共同参画への理解を深めました。</p> <p>男女共同参画計画の策定支援や啓発素材の提供など、各市町の実情に応じた支援を行いました。（環境生活部）</p>
47	<p>特定事業主行動計画の推進について</p> <p>県において、特定事業主行動計画に基づき、育児参加休暇、学校等行事休暇制度の創設等の取組が進められている。また、部局長等の組織マネジメントシートに男性職員の育児参加休暇や育児休業の取得率の目標が設けられたことは、トップマネジメントによる新たな取組として評価できる。引き続き、男性職員の育児参加休暇や育児休業の取得が増加するよう、知事がリーダーシップを発揮するとともに、労使協働委員会等も活用して職場風土づくりに取り組んでいかなければならない。</p> <p>今後とも、市町、企業などに対し、県はモデルケースとなるよう率先して取り組んでいく必要がある。</p>	<p>平成26年度からは、職員に限られた時間のなかで、それぞれのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、これまで以上に県民のみなさんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向けて、組織的な取組としてワーク・ライフ・マネジメントを労使で協働し、推進しています。その中で、次世代育成支援の取組として、「育児参画フローシート」および「育児参画計画書」を活用した産育休取得者と所属長との節目での面談の実施や、子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援する職場環境づくりに積極的に取り組んでいる管理職の姿勢を重視する「育ボス」を推進するほか、仕事と育児にがんばる職員を応援する風土づくりのため、職員のごどもが親の職場を夏休みの時期に訪問する「ごども参観」の実施等に取り組んでいきます。（総務部）</p> <p>教育委員会では、平成25年度、次世代育成支援推進委員会を開催し、第二期特定事業主行動計画の取組状況等について議論しました。</p> <p>また、基本研修（初任者研修、新任校長研修、新任教頭研修等）の選択研修として、「ネットDE研修」の指定講座に次世代育成支援の内容を盛り込みました。</p> <p>さらに、「子育てのための休暇取得プログラム」の実施について（通知）の内容を更新し、各所属へ通知するとともに、グループウェアへ掲載しました。</p> <p>その他、子育て中の男性職員を対象に、「父子健康手帳」の配付や、事務局職員又は県立学校教職員の子育て体験談等をメールマガジンで情報提供（発行回数5回）の取組を行いました。（教育委員会）</p> <p>警察本部では、本部長、各部長、警察本部各所属長、警察署長等が出席する警察署長会議（平成26年4月22日開催）において、警務部長が、女性職員が働きやすい職場環境づくりの推進や男性職員の育児休業の取得促進を指示しました。</p> <p>また、本部長、警務部長、警務部内所属長、警察署副署長、同警務官等が出席する警務官等会議（平成26年5月27日開催）において、警務部長が「女性の視点を一層反映した組織運営の推進」について指示するとともに、「女性の視点を反映した警察運営について」を議題に設定し、女性職員の仕事と育児の両立支援や男性職員の意識改革方策等について協議しました。（警察本部）</p>